

○金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件（平成二十二年金融庁告示第四十一号）【最終改正 平成二十九年十二月二十日（金融庁告示第四十七号）】

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二の三第四号ロに規定する金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所を次のように指定し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

一 次に掲げる外国の金融商品取引所（欧州委員会（European Commission）の金融商品市場指令（Directive 2004/39/EC of the European Parliament and of the Council）第四十七条の規定により欧州委員会が公表した規制市場（regulated market）を運営する場合における当該外国の金融商品取引所に限る。）

イ アイリッシュストックエクスチェンジ

ロ オスロ Börse

ハ ドイチェボース

ニ ナスダックオーエムエックスストックホルム

ホ ナスダックオーエムエックスヘルシンキ

ヘ ユーロネクストアムステルダム

ト ユーロネクストパリ

チ ユーロネクストブリュッセル

リ ビーエムイースパニッシュエクスチェンジ

ヌ ボルサイタリアーナ

ル ルクセンブルクストックエクスチェンジ

ヲ ロンドンストックエクスチェンジ

二 アメリカ合衆国の千九百三十四年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第六条の規定により米国証券取引委員会 (U. S. Securities and Exchange Commission) に登録されている外国の金融商品取引所のうち次に掲げるもの

イ ニューヨークストックエクスチェンジ

ロ ナスダックオーエムエックス

ハ シービーオーイーグローバルマーケットツユーエスエクイティーズ

三 エスアイエックススイスエクスチェンジ

四 オーストラリアンセキュリティーズエクスチェンジ

五 コリアエクスチェンジ

六 シンガポールエクスチェンジ

七 タイワンストックエクスチェンジ

八 トロントストックエクスチェンジ

九 ブルサマレーシア

十 ホンコンストックエクスチェンジ

十一 メキシカンストックエクスチェンジ